

令和 5 年 6 月 21 日

東京都水道局長

西山 智之 様

東京水道グループ

コンプライアンス有識者委員会

委員長	幸田	雅治
委員長代理	中西	晶
委員	菊池	明敏
委員	羽根	一成
委員	松山	遙
委員	矢野	奈保子

令和 4 年度東京都水道局内部統制評価報告書に対する意見について

東京水道グループコンプライアンス有識者委員会設置要綱第 2 条（1）に基づき、令和 4 年度における東京都水道局の内部統制に対して、下記のとおり意見を付します。

記

1 意見の対象

令和 4 年度東京都水道局内部統制評価報告書

2 検証方法

東京水道グループコンプライアンス有識者委員会では、令和 4 年度に開催した 2 回の委員会で、東京都水道局から、局横断的な内部統制の取組、業務レベルの内部統制の取組、グループガバナンスの強化に向けた取組の状況について報告を受けるとともに、「令和 4 年度東京都水道局内部統制評価報告書」の提出を受けた。

本意見書は、委員会が外部の客観的視点及び局全体を俯瞰する組織横断的な視点から、東京都水道局の内部統制の取組を検証し、各委員の述べた意見を集約したものである。

3 意見の内容

(1) 内部統制の有効性の判断について

- ・東京都水道局の内部統制が、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されているとの判断は、おおむね相当である。
- ・取組や評価の内容を都民にわかりやすく伝えることができるよう、引き続き記載方法のブラッシュアップを図られたい。

(2) 公益通報制度について

- ・職員の意識調査によると、公益通報窓口を「信頼している」という回答が 60%に届いていなかった。公益通報制度は相談窓口に対する信頼がなければ使われないことから、信頼性の向上は大きな課題である。
- ・職員からの信頼性を高めるには、通報者の個人が特定される情報の秘密は必ず保持されること、通報したことにより不利益な取扱いをされないことをリーフレット等に明記し、確実に周知するとともに、信頼性が低いことの分析を行った上で、必要に応じて都庁全庁的な担当部署との調整も図り、制度の改善を進めることが重要である。

(3) 業務レベルの内部統制の取組について

- ・改善事例を報告書に含めることは重要である。具体性をもって取り組んでいることを内外に向けて示すことは良いことである。
- ・顕在化したリスクに「ダブルチェック、トリプルチェック」で対応することは対症療法として必要といえるが、職員の手間や負担を増やすことは本意ではない。IT 化などを含め、包括的にエラーや人為的ミスを防止することなどによって、職員が働きやすい職場となるよう業務改善も進めてほしい。